

【 検査 】

619 超音波検査（断層撮影法）（その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等））（甲状腺癌等）の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD215「2」ロ（3）超音波検査（断層撮影法）（その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等））の算定は、原則として認められる。
- (1) 甲状腺癌
 - (2) 甲状腺腫瘍疑い
 - (3) 甲状腺腫瘤
 - (4) 甲状腺腫（結節性）
 - (5) 甲状腺腫（単純性・びまん性）
 - (6) 甲状腺機能低下症・橋本病
 - (7) 慢性甲状腺炎
 - (8) 甲状腺機能亢進症・バセドウ病
 - (9) 急性化膿性甲状腺炎
 - (10) 亜急性甲状腺炎
 - (11) 続発性副甲状腺機能亢進症
 - (12) 頸動脈狭窄症
 - (13) 頸動脈硬化症
 - (14) 先天性股関節脱臼
 - (15) 肩腱板断裂
 - (16) アキレス腱断裂
 - (17) 滑膜炎
 - (18) 滑液包炎
 - (19) 単径ヘルニア
 - (20) 関節リウマチ
 - (21) ベーカーのう腫
 - (22) 軟部腫瘍
 - (23) 皮下腫瘍
 - (24) 頭部、頸部腫瘍
 - (25) 血腫
 - (26) 頸部腫瘤
 - (27) アテローム
 - (28) ガングリオン
 - (29) 肛門部膿瘍・肛門部皮下腫瘍
 - (30) 精巣腫瘍（疑い含む。）

- (31) 乳癌
 - (32) 乳腺症
 - (33) 腋窩腫瘍
 - (34) 網膜剥離
 - (35) 眼内腫瘍
 - (36) 眼窩疾患
 - (37) 眼窩内異物
 - (38) 他の検査で眼底所見の確認ができない場合の白内障・前房出血・網膜剥離疑い・硝子体疾患
- ② 次の傷病名に対するD215「2」ロ（3）超音波検査（断層撮影法）（その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等））の算定は、原則として認められない。
- (1) 高血圧症
 - (2) 高脂血症
 - (3) 糖尿病
 - (4) 手指ひょう疽
 - (5) 表在性皮膚感染症

○ 取扱いを作成した根拠等

超音波検査は、高周波音波（超音波）を対象臓器等に当て、反射した音波の強さや反射するまでの時間等様々な情報を元に映像化（画像化）する検査で、上記①の疾患の臓器の形状、病態の把握や診断に有用である。

また、D215「2」ロ（3）超音波検査（断層撮影法）（その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等））は、厚生労働省通知^{*}に「体表には肛門、甲状腺、乳腺、表在リンパ節等を含む」旨記載されており、上記①の疾患は、同通知の要件にも該当する。

一方、高血圧症と糖尿病では動脈硬化性病変部位に、高脂血症ではアキレス腱に超音波検査を実施することがあるが、その際は、これらの傷病名に加えて合併する傷病名の記載が必要である。また、手指ひょう疽と表在性皮膚感染症に対する当該検査の算定は、臨床的有用性が低いと考えられる。

以上のことから、上記①の傷病名に対するD215「2」ロ（3）超音波検査（断層撮影法）（その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等））の算定は原則として認められるが、上記②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について